

「固定資産税の軽減生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援」

(平成32年度まで(取得後3年間軽減))

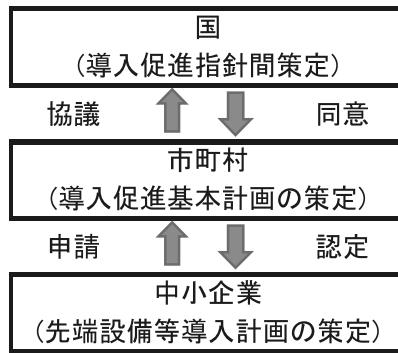
生産性革命集中投資期間中における臨時、異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものうち、同法の施行の日(平成30年6月6日)から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格に「ゼロ」の割合を乗じて得た額とする時限的な特別措置を創設しました。対象となる人は、手

続きにより、実質この分に係る固定資産税は「0円」になります。

■対象者

資本金等額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等(中小企業等経営強化法)

【生産性向上特別措置法】



※生産性向上特別措置法の概要についてはお問い合わせは中小企業庁ホームページを、また、下川町導入促進計画及び先端設備等導入計画については森林商工振興課へお問い合わせください。

■対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する次の設備。

- 減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)
 - ◆機械・装置(160万円以上/10年以内)
 - ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
 - ◆器具・備品(30万円以上/6年以内)
 - ◆建物附属設備(償却資産として課税されるものに限る)(60万円以上/14年以内)
- その他要件
 - 中古資産ではないこと。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例制定

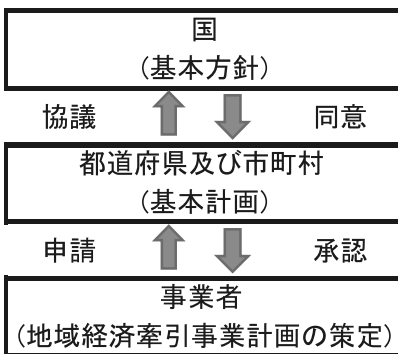
町内の促進区域において一定額以上の家屋、構

築物および土地を取得した事業者について、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)」に基づき町内事業者の設備投資等を支援する目的で、本町においても、町が策定した基本計画に基づき地域経済牽引事業計画を受けた事業者を対象とするもので、先進的な設備投資等に対し、手続きにより固定資産税を3年間課税免除が受けられます。

■対象者

地域経済牽引事業計画を作成し、計画を北海道知事の承認を受けた事業者

【地域未来投資促進法】



※地域未来投資促進法の概要についてのお問い合わせは経済産業庁ホームページを、また、下川町基本計画及び地域経済牽引事業計画については森林商工振興課へお問い合わせください。

■課税免除の対象

家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地

■促進区域

下川町全域

■お問い合わせ

税制改正の詳細については、総務省のホームページ、国税庁のホームページ、財務省のホームページをご覧ください。税制改正に関して詳しいことは、

役場税務住民課

税務・収納グループ

☎4-2511内線114

☆4-251103

までお問い合わせください。

